

監査委員事務局の方針・目標（平成23年度）

1. 局の方針

- ◆監査委員を補佐し、厳正な監査を実施することにより、公正で合理的、能率的な市の行政運営を確保する。
- ◆地方税法に基づく固定資産評価審査の申出について、公正、且つ迅速に審査を行うことで、納税者の権利の保障と税を賦課する上での公平性を担保する。
- ◆勤務条件に関する措置要求、処分に関する不服申し立てについて、公平、且つ迅速に審査を行うことで、地方公務員法に基づく職員の福祉を保障し利益を保護する。

2. 局の重点目標

23年度に取り組む重点目標	左記の具体的な内容
効率的で公平・公正な行財政運営の推進	市政の運営に係る事業の管理及び市の財務に関する事務の執行が、効率的に、また関係法令に則り適正になされているか、計画的に、且つ、市民の視点で監査を実施するとともに、市政に対する認識を共有するため、積極的に監査結果を公表する。
効率的で公平・公正な行財政運営の推進	固定資産の評価に関する不服申し出に関し、速やかに固定資産評価審査委員会を開催し、公正な審議を経て所定の期限内に結論を出す。
公平・公正な人事管理の推進	措置要求や不服申し立てについて、速やかに公平委員会を開催し、公平な審議を経て迅速に結論を出し、法に基づく公平な処遇を実現する。

3. 局の経営資源

職員数	事務局長1人 監査委員事務局3人 監査委員事務局職員計4人（うち常勤・非常勤嘱託職員・再任用職員0人） 職員比率（正規職員） 1.0%（監査委員事務局4人／市職員420人）	
予算規模 （平成23年度）	・一般会計	43,007千円

4. 各施策の推進方針

施策名	市民のための行政サービスの充実							
将来像	市民がのぞむ行政サービスが提供されています							
推進方針	定期的な監査に加え、財政援助団体の監査など、市政の状況に応じた監査計画を策定して計画的に監査を実施する。また、監査結果は随時ホームページ等で公表する。 固定資産の評価に関する不服申し出に関し、速やかに固定資産評価審査委員会を開催し、公正な審議を経て、申し出者に対し所定の期限内に決定書を通知する。							
指標	指標名(単位)	H23	H24	H25	H26	主な事業	事業名	予算額
	市役所の対応がよいと感じた市民の割合(%)	22.2	23.5	24.7	26.0			
	市役所を信頼している市民の割合(%)	38.9	40.1	41.3	42.5			

【監査委員事務局】

施策名	組織、人事の改革							
将来像	職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できています							
推進方針	措置要求、不服申し立てが出された場合は、速やかに公平委員会を開催し、公平な審議を経て迅速に結論を出し、法に基づく公平な処遇を実現する。また、委員の能力向上のため、必要な研修に参加する。							
指標	指標名(単位)	H23	H24	H25	H26	主な事業	事業名	予算額
	自分の能力が業務に発揮できていると思っている職員の割合(%)	79.4	80.4	81.5	82.5			
	職員を親切だと感じた市民の割合(%)	70.9	72.2	73.6	75.0			